

令和7年度

# 犬山市水道事業経営戦略検討委員会 (第3回)

犬山市水道事業 都市整備部水道課

# 委員会のスケジュール

第1回委員会 (R7年8月4日) 濟

1. 水道事業の概要
2. 現行の経営戦略と現状について
3. 犬山市水道事業の現状分析 と課題

第2回委員会 (R7年10月6日) 濟

1. 収支見通しについて
2. 水道料金について

**第3回委員会 (R7年12月22日)**

1. 水道料金について

第4回委員会 (R8年2月 頃)

1. 水道料金について

第5回委員会 (R8年3月 頃)

1. 経営戦略 (パブリックコメント案) について

第6回委員会 (R8年6月 頃)

1. パブリックコメントの結果について
2. 意見書案について

※委員会の内容は進捗により変更する場合があります。

# 目次

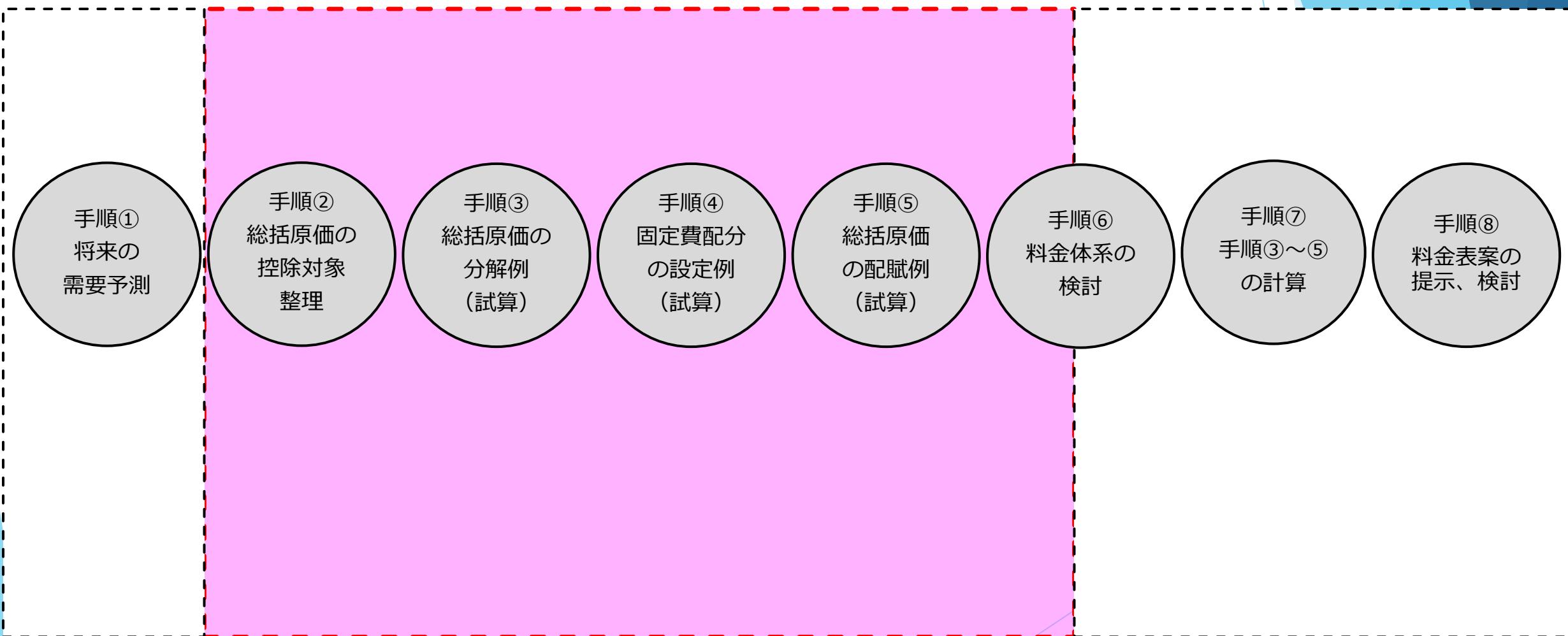
- ▶ 前回のおさらい
- ▶ 総括原価の算定例
- ▶ 総括原価の配賦例
- ▶ 料金体系の検討

# 料金改定のフロー

第2回委員会  
の内容

第3回委員会の内容

第4回委員会以降の内容



前回のおさらい

# 前回のおさらい

(前回資料19ページ)

## ■ 将来の需要予測 - 収益的収支における支出試算の前提整理

■ 現行の経営戦略に対し、現実には収支ギャップが発生して、利益が消滅



■ 人口減少により収入は想定どおり減少 ⇔ 物価高により支出は想定以上に増加



■ ギャップを埋めるため支出の削減が必要

・有収率の改善によるコストの削減

ただし…

・電気代、県水値上げ等の外部要因が大きく、自助努力でのコスト削減には限界がある



**水道事業で削減努力可能なコスト**  
漏水によって電気代・県水等の  
経費が増加している部分



**外部要因によるコスト**  
物価高等で電気代・県水等の  
経費が上昇している部分

R17までに有収率を91%に改善し、漏水  
に伴うコストを削減して料金を算定する

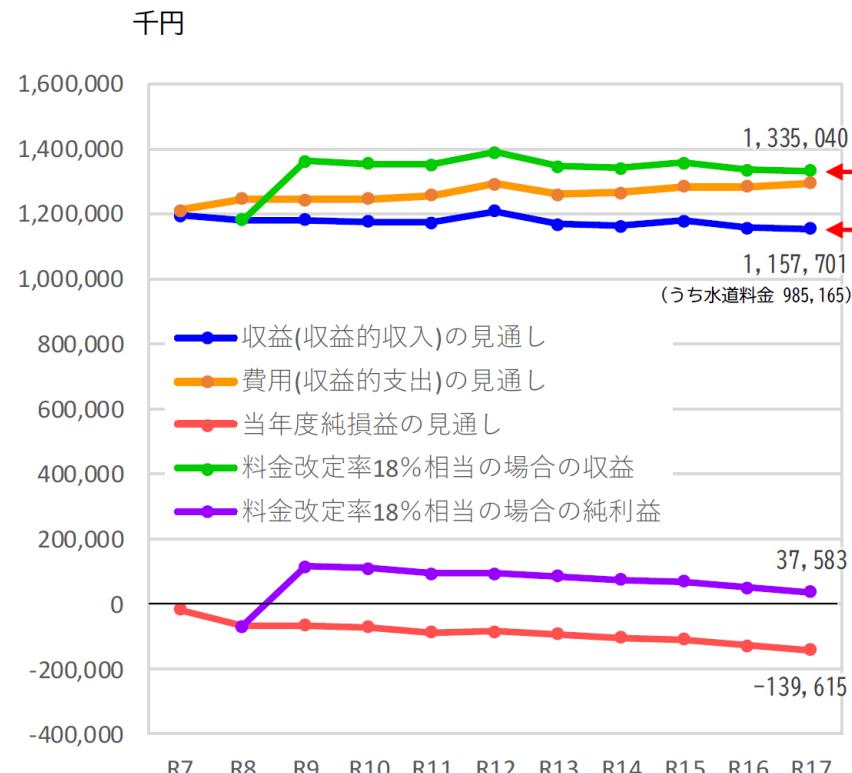
今後の支出見通しについても物価上昇に  
よる支出の増加を適切に見込む

# 前回のおさらい

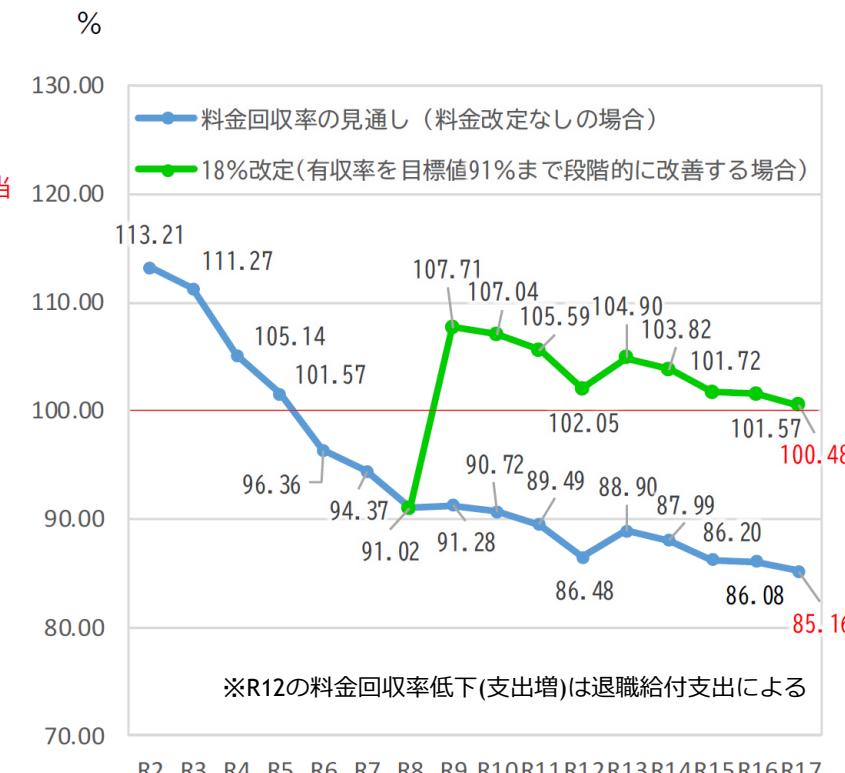
(前回資料20ページ)

## ■将来の需要予測 - 収支見通しの試算結果

- ・R17の収益を料金改定率18%相当の約13億3500万円と見込む。（現行料金比+約1億7700万円）
- ・有収率は毎年段階的に改善し、R17年度に目標値91%に達する。
- ・仮にR9年度に水道料金を+18%改定した場合について試算すると、R17年度の料金回収率は、100.48%となる見込み。



料金改定率18%相当  
= 177百万円



# 前回のおさらい

(前回資料17ページ)

## ■浄水場等の施設の更新費用について

前回の会議（第2回）では、犬山市水道事業が保有する償却資産のうち管路（水道管）が資産額の大半（約8割）を占めているため、更新年数（耐用年数）や更新費用の計上について、最も影響の大きい管路を中心に説明したが、将来の収支見通しにおいては、更新時期を迎えた浄水場等施設（ポンプ、電気設備、建屋等）についても、同等の施設に更新する費用を含んで計算している

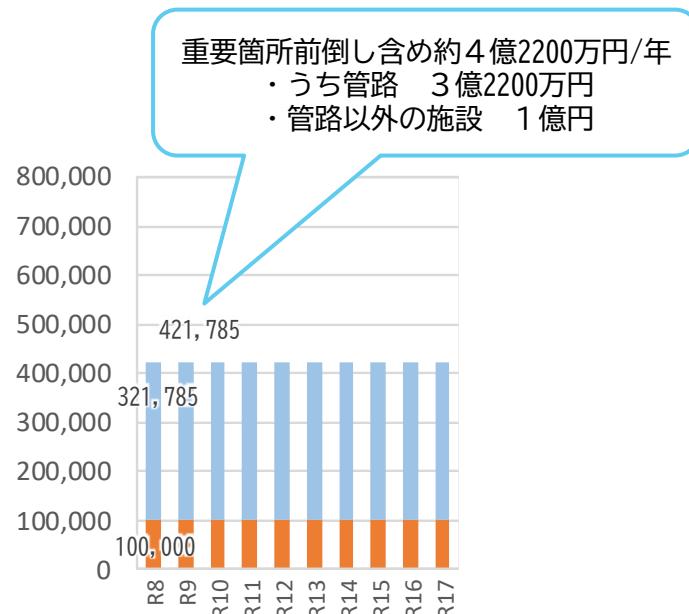
浄水場等の更新費用については、管路と同様にR6に実施したアセットマネジメントにて、向こう39年間の更新費用として39億円が見込まれており、これを確保する計画としている

ただし、施設の改修は従来、ポンプ設備や電気設備などプラント全体ではなく部分ごとの更新を行っており、特定の年に浄水場全体を一度に建て替えるような大規模更新については具体的な計画が定まっていないことから、総額を年数で均等に計上している（年間1億円を計上）

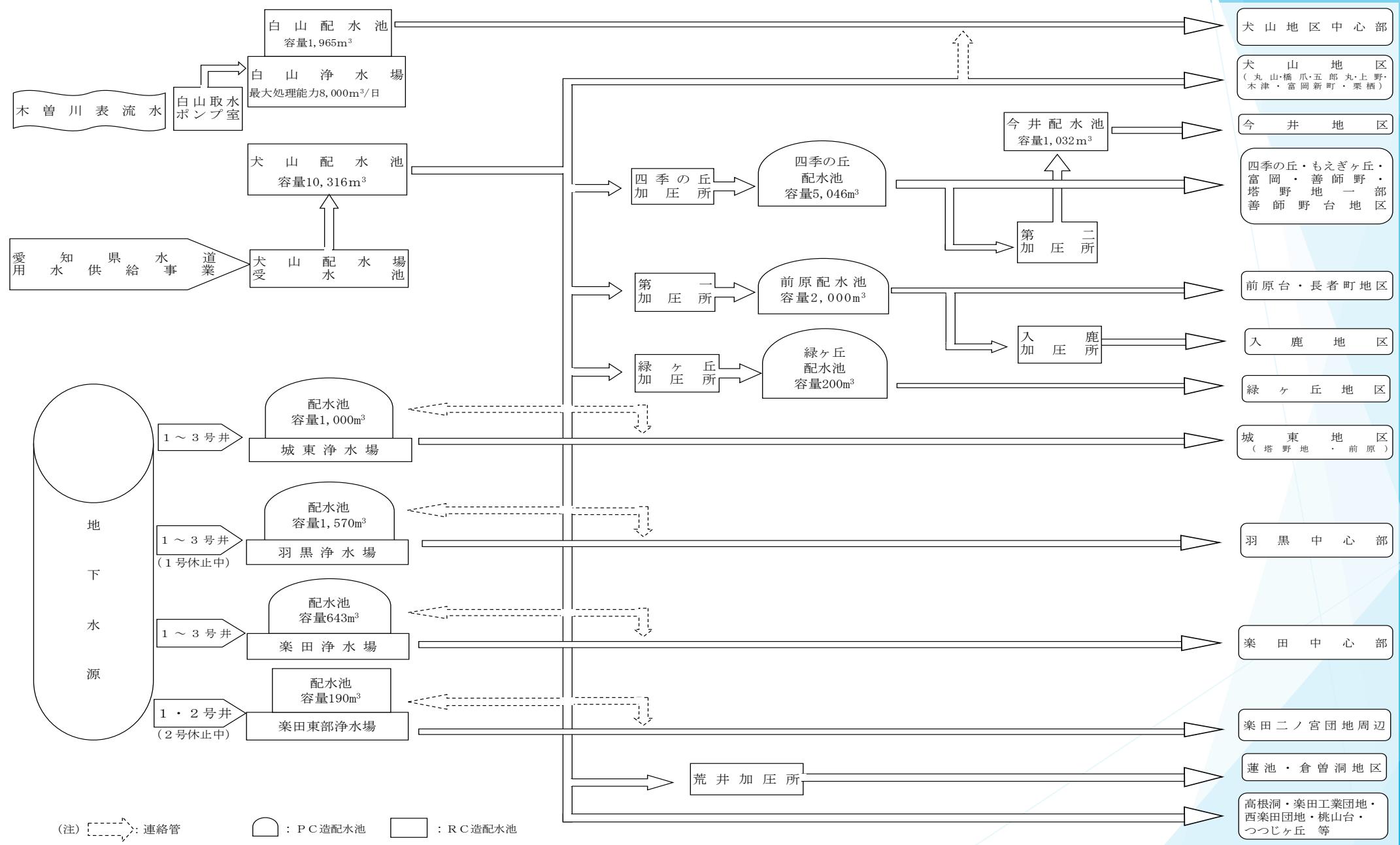
大規模な更新を行う年度においては、計画に計上している年1億円を超えるケースもあり、このような場合は企業債を活用して後年度負担も含め、毎年均等に負担できるよう平準化を図っていく

なお、今後の当面の更新計画については、羽黒浄水場の電気設備の更新を予定しており、その他の施設についても、老朽化度等を確認しながら更新を進めていく

また、白山浄水場については、当面、長寿命化を図りながら継続して使用する方針としながら、長期的なあり方については、今年度から検討を進めている。したがって現時点では、白山浄水場を継続し、耐用年数を踏まえて老朽化度に応じてプラント各部を順次更新するものとして、前回の会議で提示した収支見通しの中に更新に要する費用が含まれている



## ■浄水場等の施設の概要



## ■浄水場等施設に対する更新投資の主な実績（直近5年間）

年度	施設名	更新内容
R3	犬山配水場 羽黒浄水場 羽黒3号井戸	施設排水路更新 1式 配水ポンプ電動機更新 1台 非常用発電設備設置 1台 (R2～R3)
R4	羽黒浄水場 楽田東部浄水場 荒井加圧所	配水ポンプ電動機更新 1台 配水ポンプ更新 1台 配水ポンプ更新 2台・制御盤更新 1面 (R3～R4)
R5	全水道施設 白山浄水場 羽黒浄水場 城東浄水場 羽黒2号井戸	遠方監視装置更新 1式 残留塩素計更新 1台・浄水濁度計更新 2台 配水ポンプ電動機更新 1台・残留塩素計更新 1台・避雷針更新 1基 残留塩素計更新 1台 揚水ポンプ更新 1台
R6	犬山配水場 城東浄水場 楽田浄水場 楽田東部浄水場 第二加圧所 城東3号井戸	揚水ポンプ更新 1台・残留塩素計更新 1台 避雷針更新 1基 残留塩素計更新 1台 残留塩素計更新 1台 全施設 新設更新 (R5～R6 建屋、送水ポンプ、制御盤等) 揚水ポンプ更新 1台
R7	犬山配水場 楽田浄水場 四季の丘加圧所 城東2号井戸	揚水ポンプ更新 1台 原水濁度計設置 1台 送水ポンプ及び電動機更新 4台 揚水ポンプ更新 1台 (R6～R7)

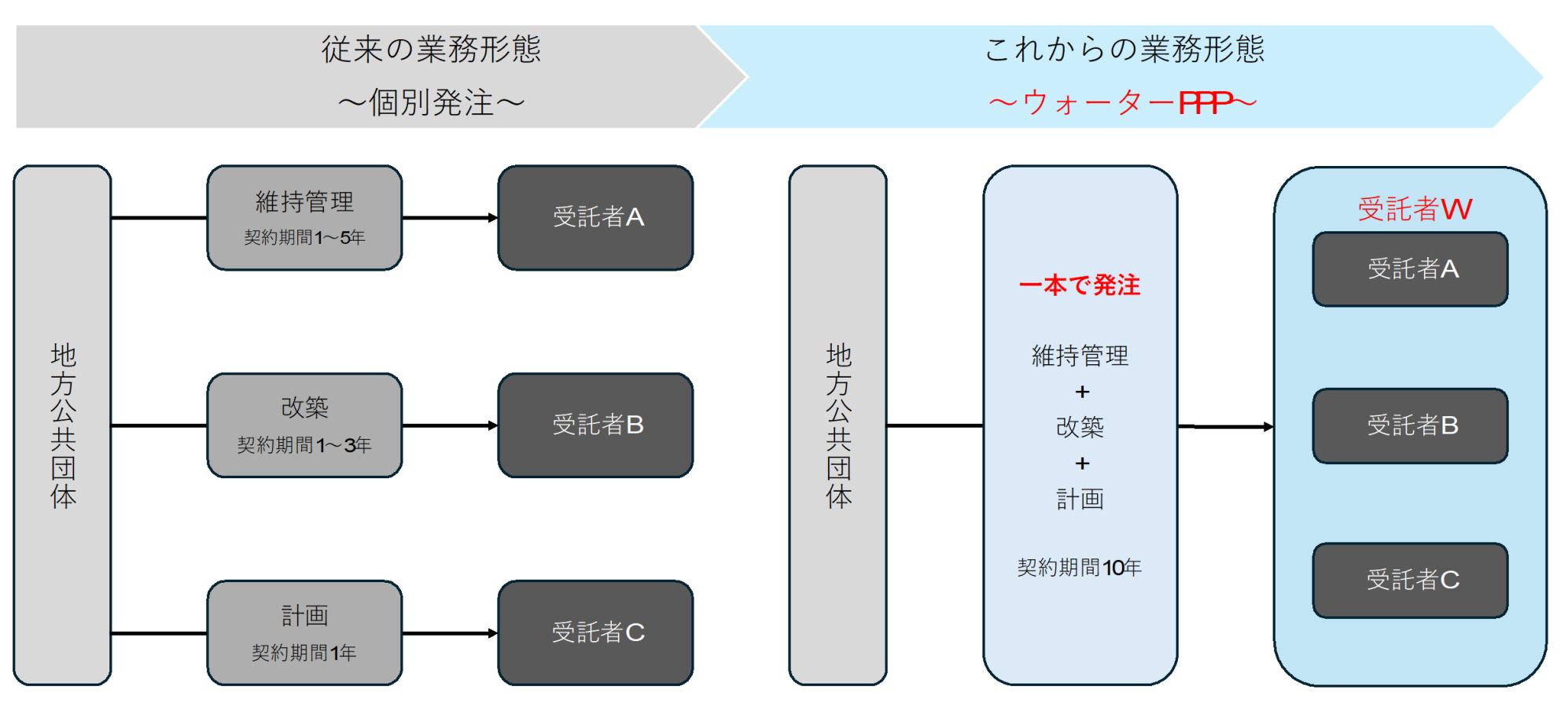
## ■ウォーターPPPについて

### ・国が推奨する業務形態

将来の需要予測で示したとおり、長期的に、今後水道施設の更新需要の増大により、更新財源の不足や、専門人材の不足といった課題を有する

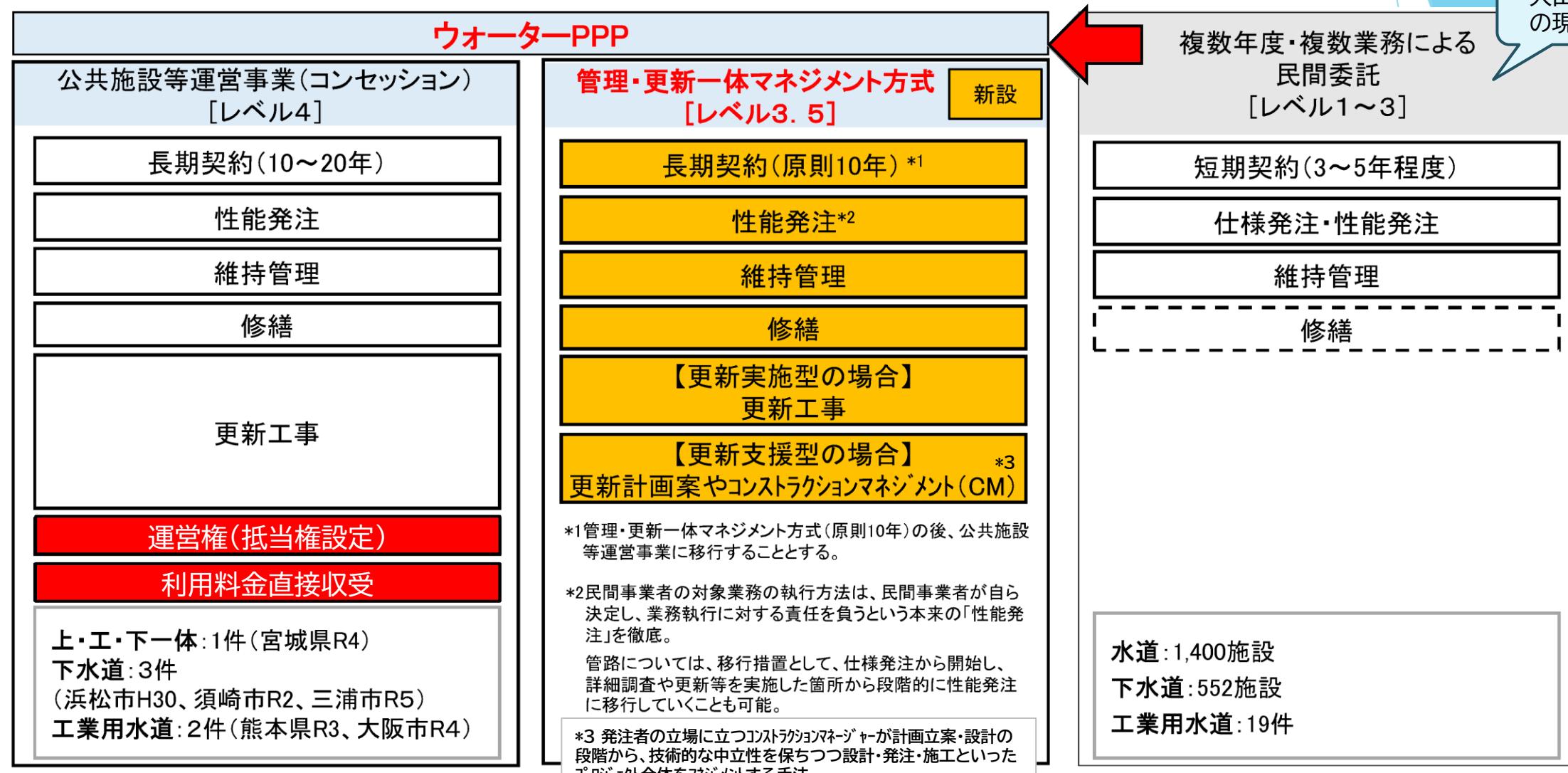
解決方策の一つとして・・・

従来の各業務を個別で発注していた業務形態から複数の業務をまとめて長期で発注することにより  
民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する「ウォーターPPP」が国から推奨されている



## ■ウォーターPPPとは

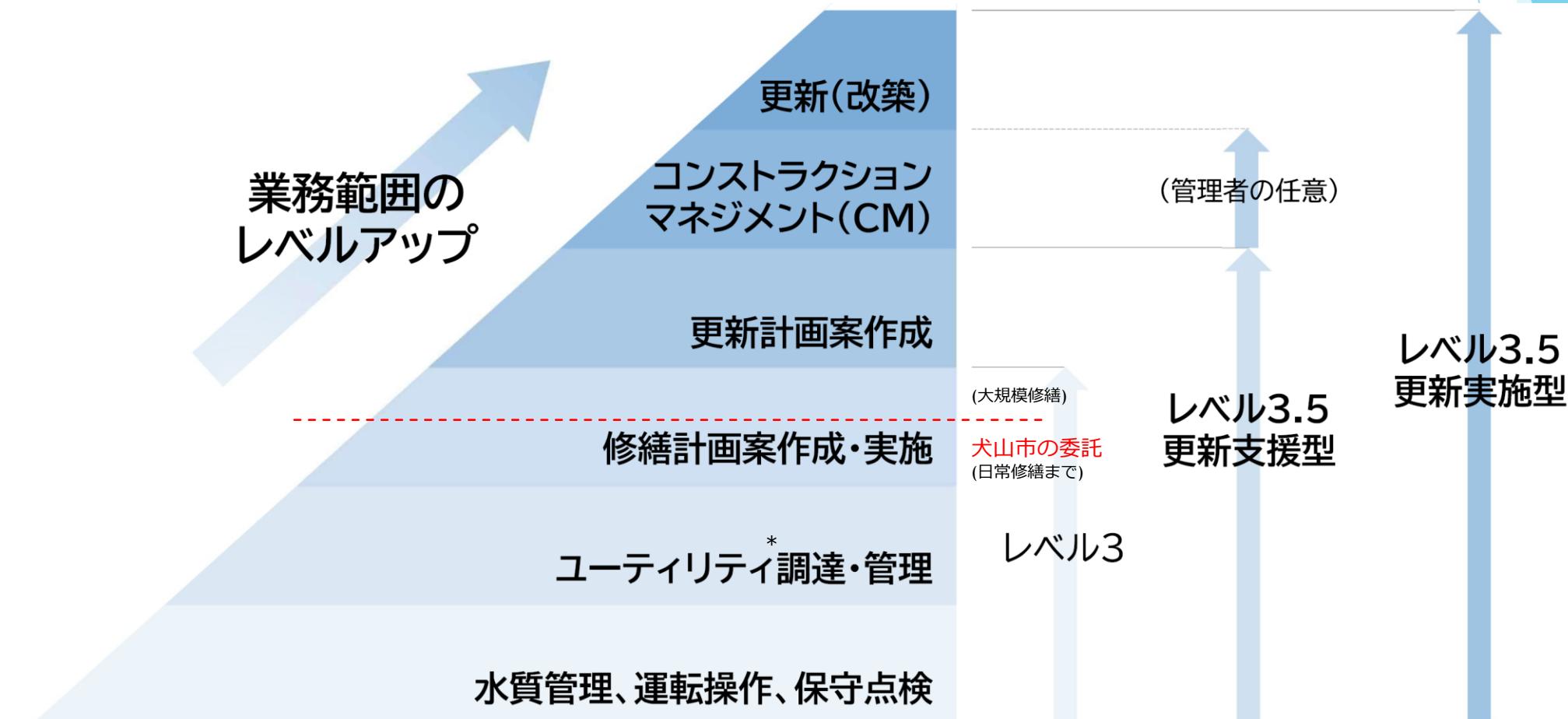
水道・下水道等を対象とした、官民連携による新しい事業方式で「公共施設等運営事業(コンセッション方式)(レベル4)」と「管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)」の総称



## ■ウォーターPPP レベル3.5の2つの方式について

レベル3.5の中には「更新支援型」「更新実施型」の2つの方式がある

- ・更新支援型…更新計画の立案や設計・施工のマネジメントまでを担い、施工は公共が直接行う場合  
(設計・施工の支援を担うコンストラクションマネジメントの導入は任意)
- ・更新実施型…更新の計画段階から施工まで全てを民間が行う場合

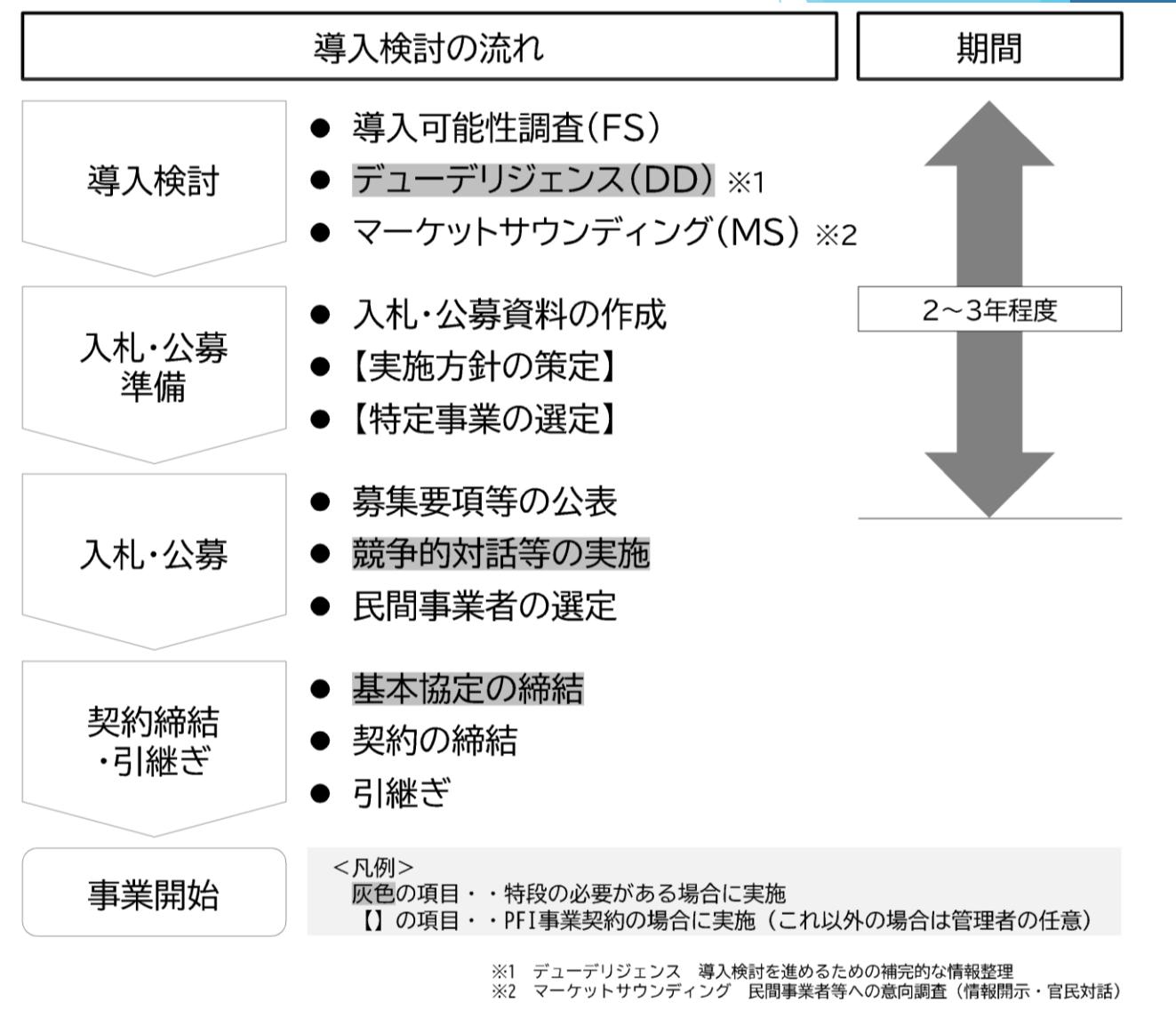


\* 資材・材料等

参照：国土交通省 第1回ウォーターPPP分科会資料

## ■ウォーターPPPの導入可能性調査・検討について

- ・犬山市では、下水道事業において、今後3年程度をかけてウォーターPPPの導入可能性調査・検討を予定しており、水道事業においても今後、導入可能性調査・検討を行う
- ・今回の水道事業経営戦略では、今後の官民連携の取り組みの分野において、ウォーターPPPについて、今後導入可能性調査・検討を行っていく旨の記述を予定している
- ・ウォーターPPPでは「管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業（コンセッション方式）に移行する」とされており、そのメリット・デメリットを含めた広範な調査・検討には数年間を要することから、今後10年間の収支見通しの積算には反映していない（よって今後5年を算定期間とする水道料金の原価積算には含まれていない）



# 総括原価の算定例

- ・控除対象に含む長期前受金戻入の整理
- ・総括原価の分解例
- ・総括原価の配分例

経営戦略	
公表時期	R8年度
算定期間	R8年度～R17年度

料金改定	
改定予定期間	R9年度
算定期間	R9年度～R13年度

# 総括原価<sup>※1</sup>の算定例

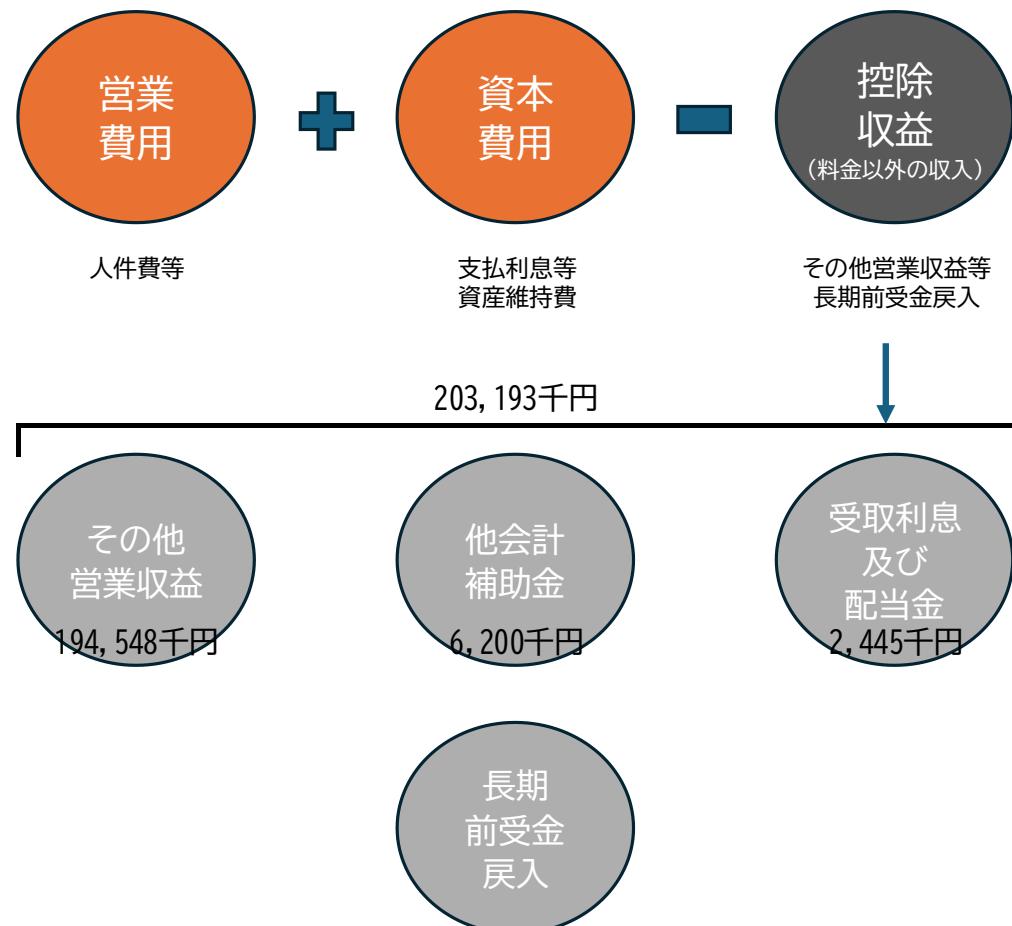
※1 総括原価とは...人件費等の営業費用や支払利息等の資本費用などサービスを提供するため  
に必要な費用の合計

## 控除対象に含む長期前受金<sup>※2</sup>戻入の整理①

総括原価方式による算定

控除対象：長期前受金戻入に関しては、「水道料金算定要領<sup>※3</sup>に係る留意点等について」において、性質を考慮の上、  
原価から控除（料金算定に含めなくて良い）することも可能とされている

※3 日本水道協会 水道料金算定要領（令和7年2月改定）



料金改定率18.0% : 5,890,792千円 (R9～R13総括原価計)

料金算定期間における長期前受金戻入

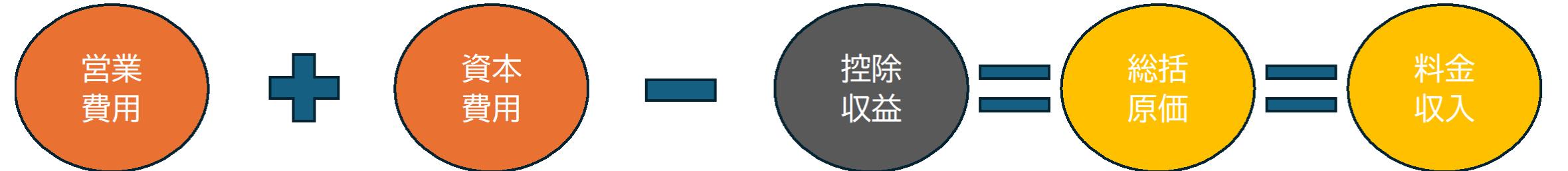
No	区分	長期前受金戻入 (千円) (R9～R13)	控除 対象
1	国庫補助金長期前受金戻入	6,624	×
2	県補助金長期前受金戻入	0	×
3	受贈財産(寄付を受けた財産)評価額長期前受金戻入	171,973	×
4	分担金(水道加入金)長期前受金戻入	67,766	○
5	工事負担金長期前受金戻入	415,816	○
6	その他資本剰余金長期前受金戻入	149	×
7	4条投資予定分長期前受金戻入見込(累計加算用)	47,971	○
	計	710,300	

千円未満は四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある

長期前受金戻入の控除項目の検討

# 総括原価の算定例

## 控除対象に含む長期前受金戻入の整理②



営業費用	資本費用	控除収益	総括原価	料金収入
人件費等 6,296,329千円	支払利息等 5,000千円	その他営業収益等 203,193千円	5,890,792千円	5,890,792千円
	資産維持費 324,210千円	長期前受金戻入 531,554千円		

No	区分	長期前受金戻入（千円） (R9～R13)
4	分担金長期前受金戻入	67,766
5	工事負担金長期前受金戻入	415,816
7	4条投資予定分長期前受金 戻入見込（累計加算用）	47,971
計		531,554

長期前受金戻入の性質を考慮する

- ・現在補助要件を満たしておらず受けることのできない国庫補助金等、今後の設備更新等の投資に収入を見込めないものは「料金以外の収入」に見込まない（費用＝総括原価から控除しない）
- ・分担金（水道加入金）や工事負担金等、過去実績からも毎年継続的に収入のあるものは「料金以外の収入」に見込む（総括原価から控除する）

# 総括原価の算定例

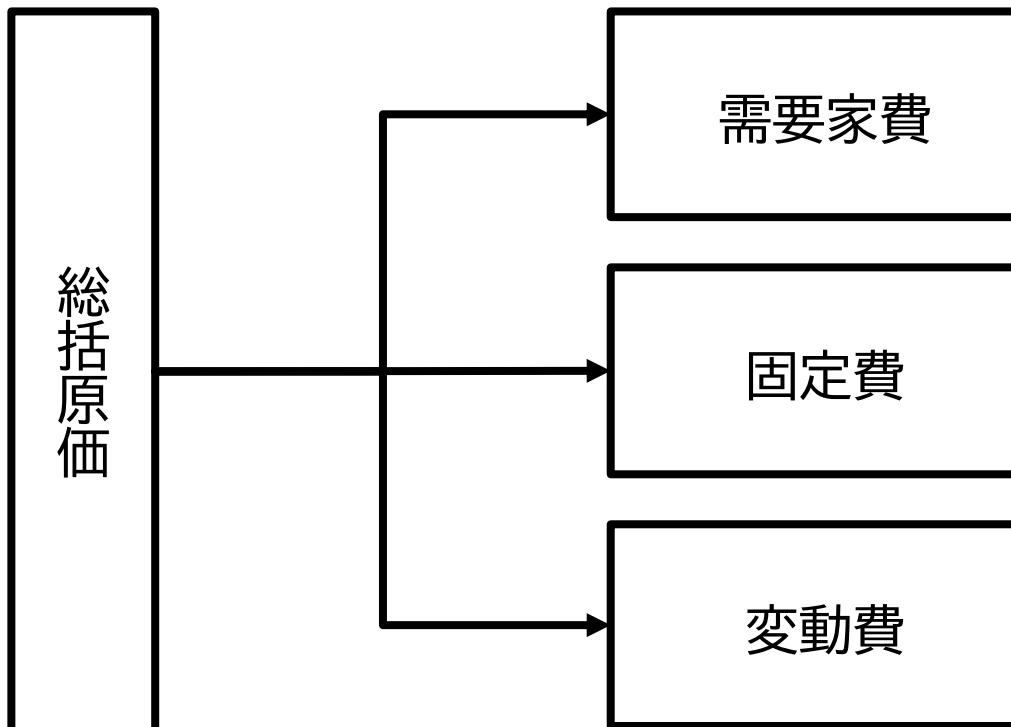
## 総括原価の分解例①

総括原価を算定要領の分解基準例に示す通り以下の項目で分解する

需要家費：水道の使用量とは関係なく需要家（使用者）にかかる費用

固定費：水道の使用量とは関係なく水道需要の存在に伴い固定的に発生する費用

変動費：水道の実使用（給水量の増減）に伴い発生する費用



# 総括原価の算定例

## 総括原価の分解例②

### ■総括原価

項目	2027	2028	2029	2030	2031	合計	分解区分
	R9	R10	R11	R12	R13		
原水及び浄水部門	677,075	673,719	670,770	669,265	669,188	3,360,017	
水道水の受水・製造	人件費	16,788	16,788	16,788	16,788	83,940	固定費
	動力費	77,531	77,499	77,635	77,801	78,188	変動費
	薬品費	0	0	0	0	0	変動費
	修繕費	12,834	12,934	13,033	13,132	13,232	固定費
	委託料	65,727	65,835	65,969	68,931	69,040	固定費
	受水費（基本料金）	268,126	268,595	269,069	269,539	269,951	固定費
	受水費（従量料金）	215,175	211,088	207,685	204,282	201,619	変動費
	その他	2,975	2,979	2,983	2,987	2,993	固定費
	減価償却費	20,271	20,720	21,197	21,432	21,256	固定費
	資産減耗費	714	714	714	714	3,571	固定費
配水給水部門	支払利息	54	54	54	54	268	固定費
	資産維持費	4,342	3,968	3,126	3,196	2,746	固定費
	控除項目	▲ 7,462	▲ 7,455	▲ 7,482	▲ 9,590	▲ 7,392	固定費
		389,491	385,696	385,771	350,152	382,015	1,893,124
	人件費	13,457	13,457	13,457	13,457	13,457	固定費
	動力費	0	0	0	0	0	変動費
	薬品費	0	0	0	0	0	変動費
	修繕費	32,580	32,832	33,084	33,336	33,588	固定費
	委託料	7,974	8,036	8,098	8,159	8,221	固定費
	需要家費用	16,111	10,501	17,134	12,761	16,718	需要家費
水道水の供給	その他	5,121	5,180	5,199	5,259	5,278	固定費
	減価償却費	355,506	363,378	371,732	375,865	372,765	固定費
	資産減耗費	12,526	12,526	12,526	12,526	12,526	固定費
	支払利息	940	940	940	940	940	固定費
	資産維持費	76,148	69,589	54,815	56,041	48,164	固定費
	控除項目	▲ 130,872	▲ 130,743	▲ 131,213	▲ 168,192	▲ 129,642	固定費
		5,890,792					

### 項目

計  
(千円)

総括原価

5,890,792千円

## 総括原価 の内訳



### 項目

合計  
(千円)

需要家費	358,613千円
固定費	4,103,676千円
変動費	1,428,503千円
合計	5,890,792千円

### ■総括原価

項目	2027	2028	2029	2030	2031	合計	分解区分
	R9	R10	R11	R12	R13		
検針・集金関係費	0	0	0	0	0	0	
経営部門	人件費	0	0	0	0	0	需要家費
	修繕費	0	0	0	0	0	需要家費
	委託料	0	0	0	0	0	需要家費
	その他	0	0	0	0	0	需要家費
	総係費	119,041	119,729	119,416	153,355	121,911	633,452
	人件費	53,981	53,981	53,981	85,801	53,981	301,725
	修繕費	255	257	259	261	263	1,295
	委託料	305	307	310	312	314	1,548
	需要家費用	55,772	56,374	56,161	58,418	58,663	285,388
	その他	6,588	6,661	6,603	6,676	6,615	33,143
量水器関係費	減価償却費	2,420	2,474	2,531	2,559	2,538	12,523
	資産減耗費	85	85	85	85	85	426
	支払利息	6	6	6	6	6	32
	資産維持費	518	474	373	382	328	2,075
	控除項目	▲ 891	▲ 890	▲ 1,145	▲ 883	▲ 4,702	固定費
	減価償却費	0	0	0	0	0	需要家費
	資産減耗費	0	0	0	0	0	需要家費
	支払利息	0	0	0	0	0	需要家費
	資産維持費	0	0	0	0	0	需要家費
	控除項目	0	0	0	0	0	需要家費
その他		844	841	839	837	837	4,198
	その他	844	841	839	837	837	4,198
総括原価		1,186,450	1,179,985	1,176,797	1,173,609	1,173,951	5,890,792
							—

# 総括原価の算定例

## 総括原価の配分例①

分解した総括原価を基本料金（準備料金）、従量料金（水量料金）に配分する

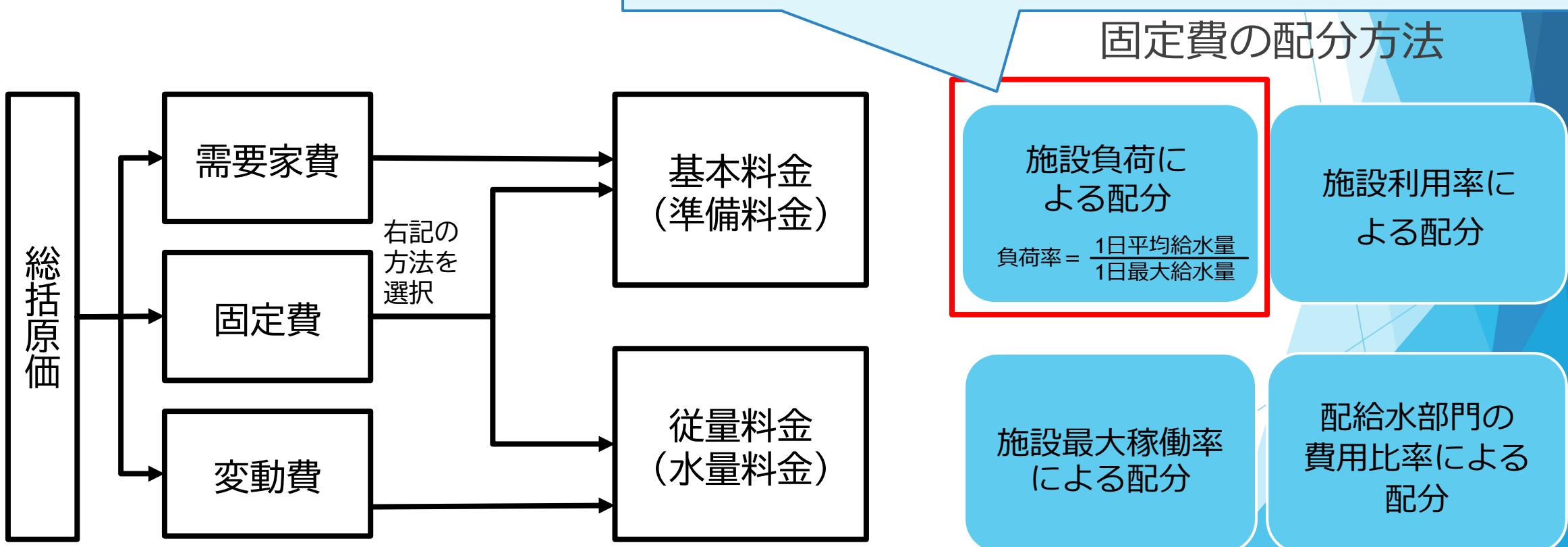
需要家費：基本料金に全額配分

固定費：基本料金と従量料金に配分

変動費：従量料金に全額配分

水道は国の認可事業であり、認可とは1日最大の需要をどのように水道水を製造・調達するかの計画を認可するもの

一般に「将来人口→人口×1人1日当たり使用量×365→年間給水量→1日平均給水量→1日最大給水量(最大需要の日にどれだけ上乗せになるか=負荷率)」の順で計算し、1日最大給水量を県営水道受水と自己水源にどう割り振るかを計画する。経営戦略の「支出」見通しでも、事業認可申請と同じ方法で水源の割り振りに応じ、県水受水費や自己水源の電気代等の経費を積算していることから「収入」の計画においても「負荷率」からの算定を選択する



# 総括原価の算定例

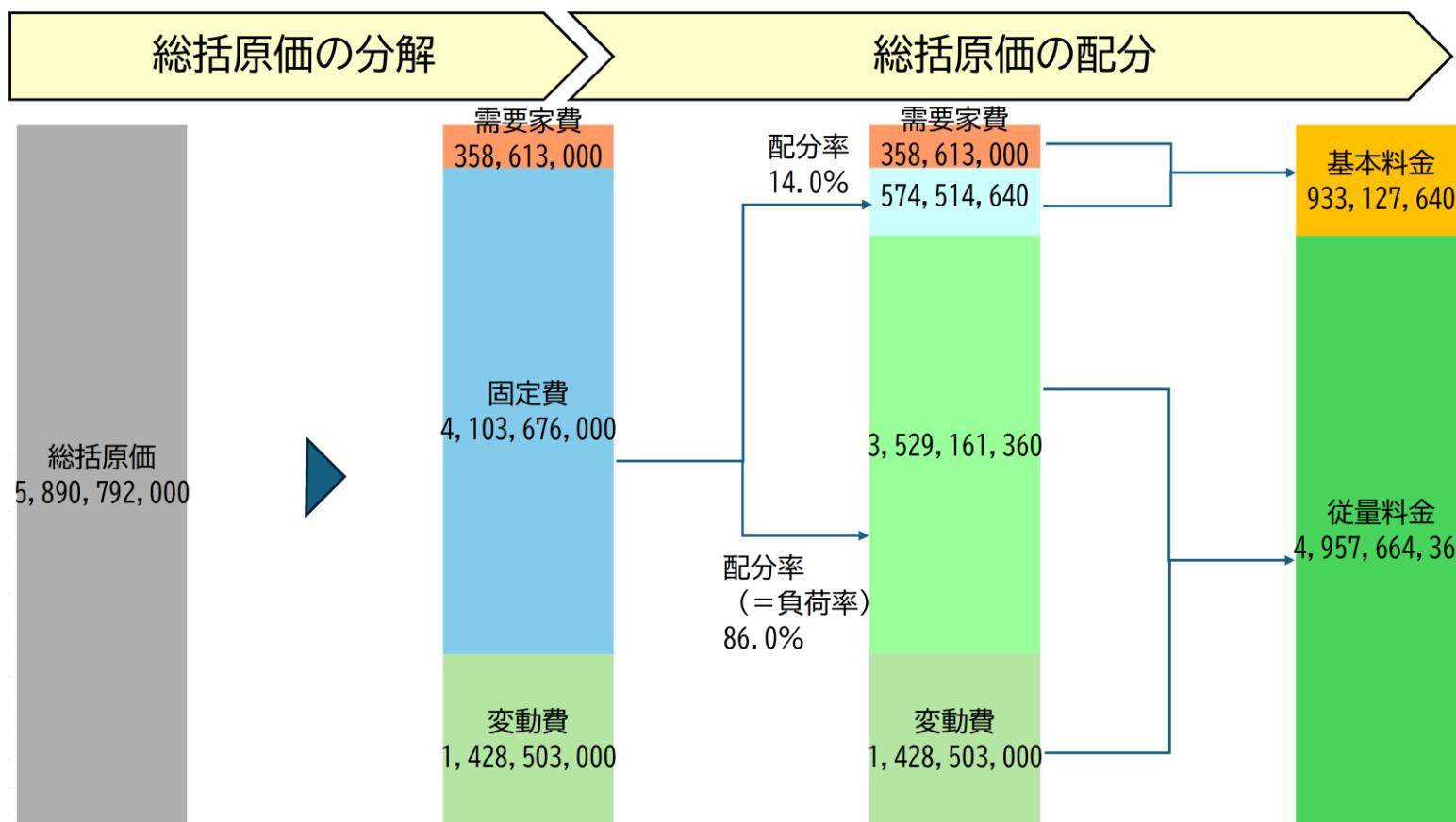
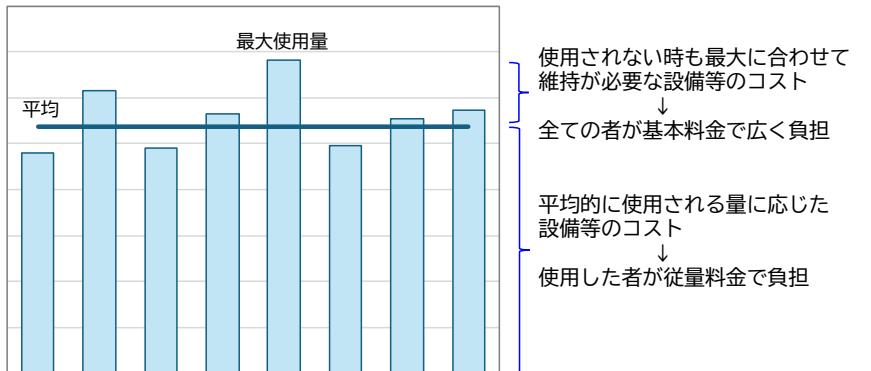
## 総括原価の配分例②

### 固定費の配分

(施設負荷による配分)

負荷率86%の場合の例

$$\text{負荷率} = \frac{\text{一日平均給水量}}{\text{一日最大給水量}}$$



	単位	採用値	備考
一日最大給水量	m³/日	31,938	算定期間内の平均値
一日平均給水量	m³/日	27,466	算定期間内の平均値
準備料金の配分率	%	14.0	(最大給水量-平均給水量) ÷最大給水量
水量料金の配分率	%	86.0	平均給水量÷最大給水量

		金額 (円)	備考
基本料金	需要家費	358,613,000	
	固定費	574,514,640	固定費の14.0%
	計	933,127,640	料金収入の15.8%
従量料金	固定費	3,529,161,360	固定費の86.0%
	変動費	1,428,503,000	
	計	4,957,664,360	料金収入の84.2%

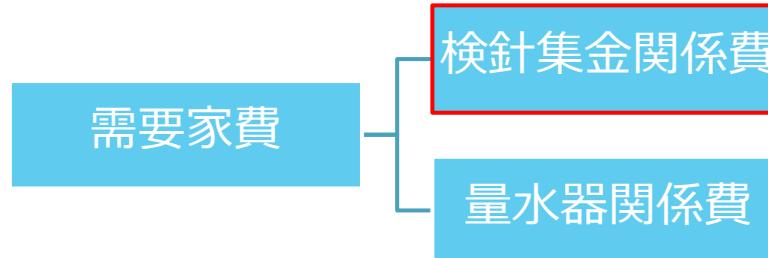
# 総括原価の配賦例

- ・需要家費の配賦例
- ・固定費の配賦例
- ・変動費の配賦例
- ・配賦原価の集計

# 総括原価の配賦例

## 需要家費の配賦例（検針・集金関係費）

検針・集金関係費：各使用者に1件1か月あたりの配賦額を均等に配賦する



検針・集金関係費総額：285,889,000円  
算定期間内の検針件数：1,805,184件

配賦額：158.37円/件・月

口径	令和6年度 実績	令和9年度 推計		令和13年度 推計	量水器個数（個/5ヶ年）
13	20,892	21,204	・・・	21,541	106,891
20	7,619	7,729	・・・	7,846	38,946
25	596	606	・・・	618	3,060
30	44	44	・・・	44	220
40	162	165	・・・	169	835
50	69	69	・・・	69	345
75	22	22	・・・	22	110
100	5	5	・・・	5	25
計	29,409	29,844	・・・	30,314	150,432

5か年分の延べ量水器個数  
×12か月

検針・集金関係費 (円)	検針件数 (延べ検針月数) (件)	配賦額 (円/件・月)
285,889,000	1,805,184	158.37

# 総括原価の配賦例

## 需要家費の配賦例（量水器関係費）

量水器関係費：量水器購入価格を基に量水器の個数と価格の積に比例するように配賦する

量水器購入価格：物価上昇を考慮して算出した価格

需要家費

検針集金関係費

量水器関係費

口径ごとに量水器価格は異なるが、  
家事用と業務用の使用者群（グループ）  
ごとに平均を算出する

家事用

量水器関係費：60,541,000円

調定件数：1,659,696件

配賦額：36.5円/件・月

業務用

量水器関係費：12,183,000円

調定件数：145,488件

配賦額：83.7円/件・月

口径	量水器設置数	調定件数(件) 12か月 (a)	量水器購入価格(円)	量水器価格指數(円) (b)	口径別総合配賦率		量水器費の配賦		
					(a) × (b)	左の比率(%)	按分額(千円) (c)	配賦額(円/件・月) (c) ÷ (a)	
家事用	13mm	99,442	1,193,304	2,447	1.00	1,193,304	50.83%	36,962	31.0
	20mm	36,786	441,432	3,675	1.50	662,148	28.20%	20,510	46.5
	25mm	1,530	18,360	4,200	1.72	31,579	1.35%	978	53.3
	30mm	155	1,860	10,500	4.29	7,979	0.34%	247	132.9
	40mm	325	3,900	13,440	5.49	21,411	0.91%	663	170.1
	50mm	45	540	52,500	21.46	11,588	0.49%	359	664.7
	75mm	25	300	216,300	88.41	26,523	1.13%	822	2,738.5
	100mm	0	0	237,300	96.99	0	0.00%	0	0
業務用	小計		138,308	1,659,696	—	1,954,533	83.25%	60,541	36.5
	13mm	7,449	89,388	2,447	1.00	89,388	3.81%	2,769	31.0
	20mm	2,160	25,920	3,675	1.50	38,880	1.66%	1,204	46.5
	25mm	1,530	18,360	4,200	1.72	31,579	1.35%	978	53.3
	30mm	65	780	10,500	4.29	3,346	0.14%	104	132.9
	40mm	510	6,120	13,440	5.49	33,599	1.43%	1,041	170.1
	50mm	300	3,600	52,500	21.46	77,256	3.29%	2,393	664.7
	75mm	85	1,020	216,300	88.41	90,178	3.84%	2,793	2,738.5
	100mm	25	300	237,300	96.99	29,097	1.24%	901	3,004.2
	小計		12,124	145,488	—	393,323	16.75%	12,183	83.7
合計		150,432	1,805,184	—	—	2,347,856	100.00%	72,724	—

# 総括原価の配賦例

## 固定費の配賦例

固定費(基本料金)：基本料金に配分した固定費を基に量水器の個数と流量比の積に比例するように配賦する

流量比：口径 (断面積) から計算される理論流量比 (13mm = 1.0とした場合の比率)

口径ごとに流量は異なるが、  
家事用と業務用の使用者群 (グループ)  
ごとに平均を算出する

家事用  
固定費 (基本料金) : 488, 201,000円  
調定件数 : 1,658,856件※  
配賦額 (基本料金) : 294.3円/件・月

業務用  
固定費 (基本料金) : 86,314,000円  
調定件数 : 145,488件  
配賦額 : 593.3円/件・月

	口径	調定件数(件) 12か月 (a)	流量比(b) (b)	口径別総合配賦率		固定費準備料金の配賦	
				(a) × (b)	左の比率 (%)	按分額(千円) (c)	配賦額(円/件・月) (c) ÷ (a)
家事用	13mm	1,193,304	1.00	1,193,304	41.74%	239,811	201.0
	20mm	441,432	2.51	1,108,436	38.77%	222,755	504.6
	25mm	18,360	4.02	73,763	2.58%	14,824	807.4
	30mm	1,860	5.95	11,073	0.39%	2,225	1,196.4
	40mm	3,900	10.96	42,726	1.49%	8,586	2,201.6
	50mm	0	17.63	0	0.00%	0	0
	75mm	0	42.17	0	0.00%	0	0
	100mm	0	77.03	0	0.00%	0	0
	小計	1,658,856	—	2,429,302	84.98%	488,201	294.3
業務用	13mm	89,388	1.00	89,388	3.13%	17,964	201.0
	20mm	25,920	2.51	65,085	2.28%	13,080	504.6
	25mm	18,360	4.02	73,763	2.58%	14,824	807.4
	30mm	780	5.95	4,643	0.16%	933	1,196.4
	40mm	6,120	10.96	67,047	2.35%	13,474	2,201.6
	50mm	3,600	17.63	63,452	2.22%	12,752	3,542.1
	75mm	1,020	42.17	43,011	1.50%	8,644	8,474.2
	100mm	300	77.03	23,108	0.81%	4,644	15,479.4
	小計	145,488	—	429,498	15.02%	86,314	593.3
	合計	1,804,344	—	2,858,800	100.00%	574,515	—

※家事用の大口径 (50mm、75mm) は親メーターであり、使用水量が0m<sup>3</sup>であるため配賦対象外とする

# 総括原価の配賦例

## 固定費及び変動費の配賦例

固定費（従量料金）：従量料金に配分した固定費を給水量1m<sup>3</sup>当たり均等に配賦する

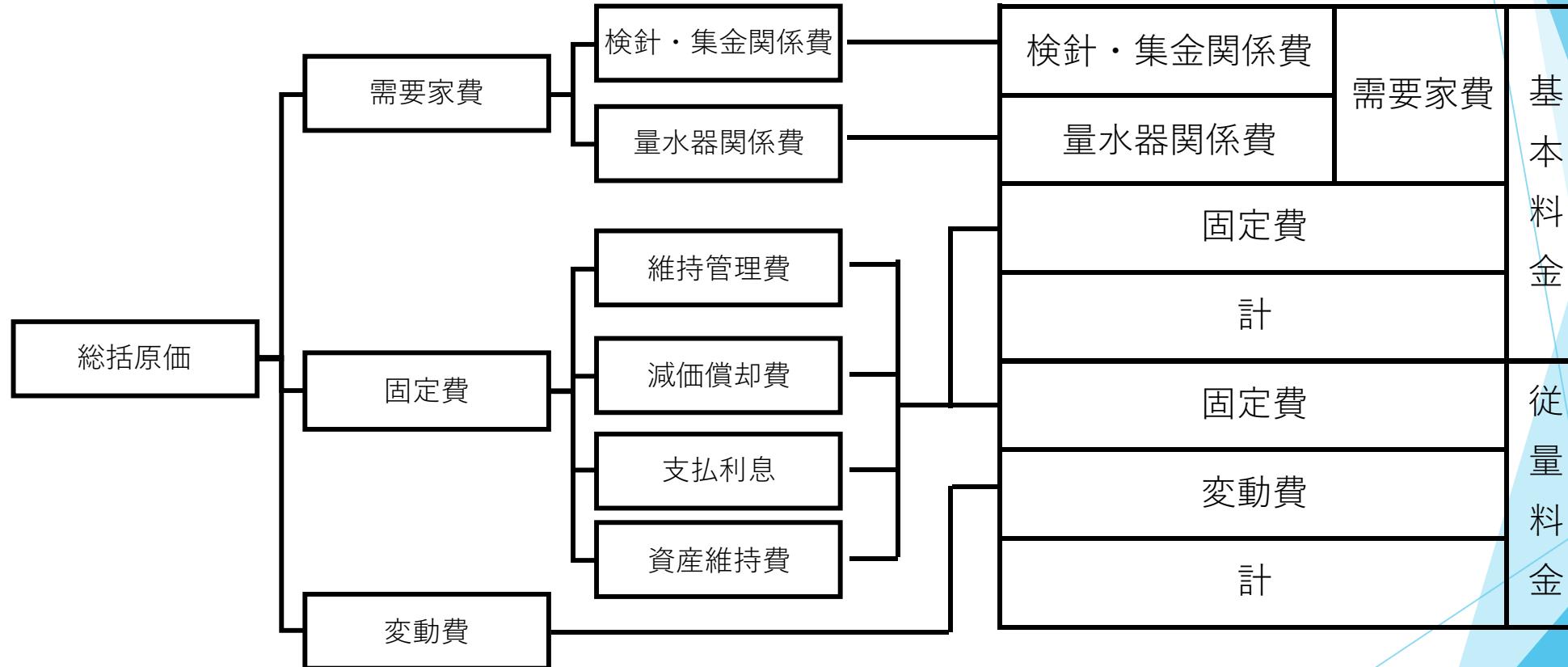
変動費：給水量1m<sup>3</sup>当たり均等に配賦する

固定費（従量料金）	+	変動費	+	従量料金
3,529,161,360		1,428,503,000		4,957,664,360

		2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13
家用	1人1日使用水量 (L/人/日)	242	242	242	242	242
	1日使用水量 (m <sup>3</sup> /日)	16,920	16,830	16,741	16,652	16,572
	業務用 (m <sup>3</sup> /日)	7,313	7,313	7,313	7,313	7,313
	計 (m <sup>3</sup> /日)	24,233	24,143	24,054	23,965	23,885
	計 (m <sup>3</sup> /年)	8,869,278	8,812,195	8,779,710	8,747,225	8,741,910
	計 (m <sup>3</sup> /5年)			43,950,318		

# 総括原価の配賦例

## 配賦原価の集計



# 料金体系の検討

- ・料金体系の検討の方向性

# 料金体系の検討

## 料金体系の検討の方向性

### 現行料金体系

使用者区分	基本料金	基本水量	超過料金（円/1m <sup>3</sup> 当たり）	
家事用	910	10m <sup>3</sup>	1~20m <sup>3</sup>	36
			21~40m <sup>3</sup>	71
			41~60m <sup>3</sup>	121
			60m <sup>3</sup> ~	141
業務用	1,150	10m <sup>3</sup>	1~20m <sup>3</sup>	61
			21~40m <sup>3</sup>	131
			41~60m <sup>3</sup>	166
			60m <sup>3</sup> ~	191

	現行
料金体系	用途別料金体系
基本料金	家事用：910円 業務用：1,150円
基本水量	10m <sup>3</sup>
料金制	逓増型従量料金制
逓増度	3.92（家事用） 5.30（業務用）

料金体系：口径別料金体系と用途別料金体系があり、他自治体では口径別が主流となっている

犬山市では家庭用に低廉な料金を設定してきており、口径別への移行をすると家事用の少量利用者において大幅な値上げが想定されることから、直ちに口径別に移行することは現実的でないため、用途別料金体系を継続する

基本水量：各家庭や事業所に対して最低限必要とされる生活用水という観点で、使用の有無にかかわらず基本料金にあらかじめ含んでいる水量

基本水量は平成19年4月1日に2か月20m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>に削減した。水道料金算定要領においても、漸進的に解消するものとあるため、今回の改定で廃止する（公共下水道等においても今回の改定(R8~)において廃止している）

逓増型従量料金制：使用水量が多いほど従量料金の単価を高くする仕組み

使用水量が多くなるほど規模の大きな施設が必要となる水道インフラ設備に対する、公平な負担の実現等の観点から逓増型従量料金制を継続する